

事務連絡

平成19年9月26日

各府省政策評価担当官 殿

総務省行政評価局

### 規制の事前評価の的確な実施について

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)の改正により、本年10月1日から新たに義務付けられる「規制の事前評価」(法律又は政令によって規制の新設又は改廃を行うことを目的とする政策の事前評価)の実施に当たっては、下記事項を踏まえ、その的確な実施に努められたい。

#### 記

- 1 法律又は政令によって規制の新設又は改廃を行おうとする際には、政策評価担当組織と、当該政策の所管部局や法令の取りまとめ部局等の連携を密にし、規制の事前評価を的確に実施すること。
- 2 基本計画に規制の事前評価を実施することを明確に位置付けるとともに、評価書の作成に当たり、規制の事前評価である旨を明示すること。